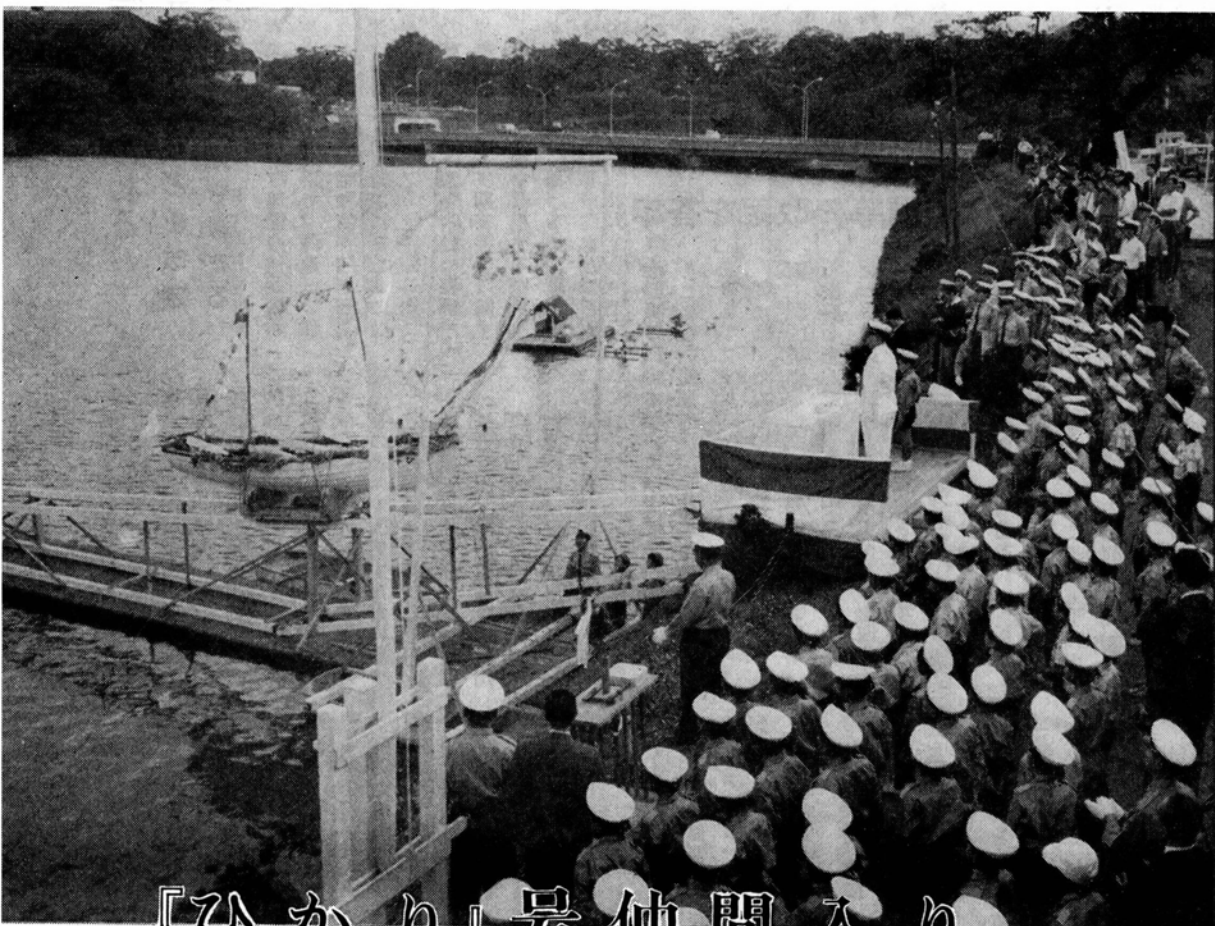




昭和43年10月5日発行 千代田区役所（九段南1—6—11）（264）0151（大代表）

区のおしらせ

No. 281



『ひかり』号仲間入り

＝千代田区海洋少年団短艇進水式＝

- ◇千代田区海洋少年団員が待ちこがれていた、◇ ◇る中を、遠山団長と団員代表がロープにおの◇
◇短艇「ひかり」号の進水式が9月21日、区営◇ ◇を入れると、飾られたくす玉が割れ、紙吹雪◇
◇千鳥ヶ淵ポート場で行なわれました。◇ ◇の中を「ひかり」号は、進水台をすべりお◇
◇この短艇は、千代田区海洋少年団の生みの◇ ◇り水面にその雄姿を浮かべました。◇
◇親である団長の遠山区長が、2期目の退職金◇ ◇進水式のあと、団員は「ひかり」号を仲間◇
◇のなかから15万円を寄付した資金で建造され◇ ◇とした4隻の短艇に乗って、千鳥ヶ淵水上公◇
◇た7人乗りの短艇です。◇ ◇園を一周する模範漕法を披露し、参加者並び◇
◇千鳥ヶ淵ポート場横の進水台には、「ひか◇ ◇に見物客から拍手をあげました。◇
◇り」号が美しく飾られ、団員300余名の見守◇

昭和四十三年第三回区議会定例会おわる

区議、特別職等の報酬などを改定
議長、監査委員、教育委員も決まる

昭和四十三年第三回千代田区議会定例会は、九月二十四日から、十日間の会期でひらかれましたが、十月一日、会期を二日のこして閉会しました。こんどの定例会では、議案九件、請願五件、陳情三件が審議されました。

○町の区域および名称の変更について
（説明）猿楽町地区の住居表示に関する議案で、同地区の住居表示は、昭和四十四年四月一日から実施されることになりました。

○東京都千代田区議会議員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部を改正する条例（説明）別に掲げる特別職報酬等審議会の答申にもとづき報酬額を改定するほか期末手当の支給率をかえるものです。

○東京都千代田区の行政委員会委員ならびに非常勤の監査委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（説明）区議会議員の報酬額の改定にともない報酬の額をつぎのとおり改定するものです。

○東京都千代田区教育委員会教育長の給与および勤務に関する条例の一部を改正する条例（説明）常勤の特別職の給与が改正するのにもない給料額を十七万円に改定するものです。

のとおりに決めました。
委員長 大橋 進氏
委員長職務代理者 塚本積子氏
教育長 井出嘉雄氏
選管委員長に藤井勝之助氏
区選挙管理委員会では、十月一日の委員会、委員長、及び同職務代理者、つぎのとおり決めました。

千代田区特別職報酬等審議会（運見精司会長）は、去る九月十日遠山区長より諮問された「区長、助役及び収入役の給料額並びに区議会議員の報酬の改定について」の答申書（全文別項のとおり）を、九月二十六日遠山区長に手渡しました。

特別職報酬等審議会
報酬等の改定を答申

会議員の報酬については、四十パーセントをこえない範囲内で、それぞれ増額することを妥当と認めています。

から、これを改定するとしても同一に論じ得ないので、区長等の特別職と議員とは、それぞれ別個に検討し判断することとした。

方公務員法上、いずれも特別職の公務員と規定され、一般職公務員とは、その就任、職務内容、任期等を異にしている。

答 申 書

一、はじめに

昭和四十三年九月十日、当審議会は、千代田区長より「区長、助役および収入役の給料額並びに区議会議員の報酬の改定について」

諮問を受けたので、全委員が深くその重責を自覚し、公正不偏の立場を堅持しつつ、区内外より収集した関係諸資料にもとづき、相互に平直な意見を交換し、十分に論議をつくし、前後五回にわたって慎重審議を重ねた結果、本答申を

決定した次第である。
なお、当審議会は、審議を進めるにあたり、あくまでも千代田区の実態にそつた独自の立場から、報酬・給料のあり方について検討することとし、また、報酬と給料とは給与としての性格を異にする

区長、助役および収入役は、地

同委員長 報酬月額 十五万四千円
同副委員長 報酬月額 十四万七千円
議員 報酬月額 十四万円
四、改定実施の時期
引上げ改定の時期については、慎重に検討すべき問題であるが、当審議会としては、前述の答申額決定において、本年度国家公務員の給与改定を含めている関係上、少くとも、その改定実施時期（八月）以降とすることが、適当であると判断する。

の職責は極めて重大である。

殊に、わが千代田区は、首都東京の最都心区として、特別区行政の中心的位置を占め、特別区政を代表する使命を負わされているため、筆頭区の区政担当者としての千代田区長の職務と責任は、他区以上に重いものと言わなければならぬ。

本年の勧告による八〇程度の引上げを含めると、昭和三十九年に比し五十八・五〇の上昇率を示していること、一般職のうち部長（二等級）の給料は、数次にわたる給与改定、昇給等により、五十七・七〇程度の上昇率となり、一部には特別職たる収入役の給料を上回るケースさえ生じ、職制上の均衡を失う状態を生じていること、また、昭和四十四年四月都区事務事業の大幅な移管に伴い、部制の設置等組織が拡充されるとともに、質量共に区の処理すべき事務事業は、飛躍的に増大したこと、区の職員数も昭和三十九年の八四〇名から本年八月には一、〇〇五名に増加したこと、さらに区の財政規模についても、昭和三十九年の二十一億二千八百八十七万二千円に対し、本年（七月補正まで）は、四十三億四千四百六十六万九千円と、二倍以上に膨張していることなどから、特別職の職務は、益々繁多となり、職責は、いよいよ加重されたものと認められる。

右の諸事情を総合勘案すると、この際特別職の給料について改定すべきであるとの結論に達した。

三、区議会議員の報酬について
地方公共団体の議員の職は、自治権の拡充に伴い、議会の権限拡大あるいは常任委員会制度の発達等により、漸次専門職化し、その報酬も議員が安んじてその職責に専念し得るよう生活給化し、また、その職にふさわしいものとするべく、逐年増額せられていくのが現状である。

五、付言
近時、報酬等の引上げについて、世論の批判はあるが、当審議会は、特別職並びに議員各位が名実共に筆頭区にふさわしい区政の運営をはかることを区民が強く期待している現状に思いを致し、今後なお一層区民福祉の向上のため、特段の努力を傾注されることを切望して、この際、給与改定を行なうことを当然とし、さらにまた、従前の例に鑑み、今後数年、報酬等の改定は行なわれないものと思料されるので、あえて前述の如き引上げ答申を行なつたものであることを特に付言する。

また、助役、収入役は、区長を補佐する特別職であるが、その職務の実態は専任の常勤職で、一般職員と変わるところはない。従って、一般職員の給与上昇に対応して改定すべきものと考えられる。

提出された資料によると、区長等の給料は、昭和三十九年現行の額に定められてから四年間据置かれたままであり、この間、生計費の指標である東京都における消費者物価指数は、年々上昇し、昭和三十九年を一〇〇・〇とすれば、現在一二八・〇に達していること、一般職職員の給与水準は、人事院勧告にもとづく国家公務員の給与改定に対応して毎年引上げられ、

1、区長については、前述のとおり、筆頭区の区長として、その職務と責任の重要性に相応した給料とするため、現行額に対し、少なくとも五〇〇程度引上げるべきものと認められる。

二、助役、収入役については、一般職職員の給与上昇に対応せしめ、他区同等職の給料との均衡等を勘案して、四〇〇程度引上げるのが適当であると判断し、次のとおり改定するよう答申する。

区長 給料月額 三十万円
助役 給料月額 二十万円
収入役 給料月額 十七万円
三、区議会議員の報酬について
地方公共団体の議員の職は、自治権の拡充に伴い、議会の権限拡大あるいは常任委員会制度の発達等により、漸次専門職化し、その報酬も議員が安んじてその職責に専念し得るよう生活給化し、また、その職にふさわしいものとするべく、逐年増額せられていくのが現状である。



交通安全を日常生活の なかに習慣づけよう

秋の全国交通安全運動

10月11日～20日



さあ青だ
いやもう一度
右左

今回の運動期間中は、最近とみに増加している歩行者の交通事故を防

十月は「天高く馬こゆる秋」とむかしからいわれ、一年中いちばんよい季節です。

しかし、このしのぎやすい秋の季節は、一段と交通事故の多い時期でもあります。つい気がゆるんでスピードを出しすぎたり、わき見運転をしたりします。また、歩行者が横断歩道でないと道を横断したり、子供達が道路で遊んだりして、大きな交通事故が起るようになります。

非惨な交通事故は、運転者も、歩行者も、通行するすべてのひととが、交通ルールを正しく守ることによって未然に防ぐことが出来ます。

そのためには、正しい交通ルールを身につけて、交通安全を自らのものとして、日常生活のなかにこれを習慣づけることが大切です。今年も十月十一日から二十日までの十日間、全国一斉に「秋の全国交通安全運動」がくりひろげられます。

スローガン

△さあ青だ、いやもう一度右左V
△あそびません
△こわいくるまのおる道V
△あなたは今
安全運転をしていますかV

第6回千代田区民体育大会

- ◎雨天のときは十三日(日)に、十三日が雨天のときは二十日(日)に順延します。
- 印は、連合町会対抗得点種目
- | | |
|---------------|---------------|
| 1、準備体操 | 昼食・休憩 |
| 2、手旗訓練(海洋少年団) | 少年剣道野外試合 |
| 3、風船競走 | ブラスパンド演奏 |
| 4、綱引き | 10、マスゲーム(中学生) |
| 5、マスゲーム(小学生) | 11、宝ひろい |
| 6、大王ころがし | 12、二人三脚 |
| 7、明治百年千代田まつり | 13、びん釣り競争 |
| 8、うさぎとび | 14、玉入れ |
| 9、仮装行列 | 15、民踊 |
| | 16、八百屋リレー |

十月十日「体育の日」は
区民体育大会です

ご家族おそろいで一日を楽しくお過ごしください。

時間 午前九時～午後三時
場所 外濠公園総合運動場
(国電四谷駅、都電本塩町下車)

第六回区民体育大会

十月十日「体育の日」外濠公園総合運動場で
ご近所おさそいあわせて多数で参加ください

ご推せんください

区民「囲碁」大会の町会代表出場者

今年の区民囲碁大会、区民将棋大会は、有段者の部、無段者の部にわかれてつぎのとおり行なわれます。

まだ、代表の決まっていない町

会は、お早めに代表をご推せんください。推せん者名は、区教育委員会社会教育課文化係(電話内線381)へお願いします。

▽第三回区民囲碁大会
十月十五日午前九時から
▽第二回区民将棋大会
十月十六日午前九時から
会場は、いずれも神保町区民会館区民集会所です。

今月の「皇居前清掃」は
十一日(金曜日)に行ないます

※十日(体育の日)が、第六回区民体育大会にあたるため
※時間は、例月どおり午前六時三十分から七時三十分まで
区民の皆さん多数の参加をお願いします。

明治百年千代田まつり開幕

10月5日(土)午後2時
音楽隊パレード
(海洋少年団、区立中学、大学、千代田印刷、その他)
須田町→神保町→靖国神社

10月7日(月)午前10時
記念植樹
千鳥ヶ淵公園
雨天予備日 11日(金)

10月5日～13日
植木市
靖国神社境内

10月8日(火)午前10時
皇居参観と史跡説明会

10月10日(体育の日)
第6回区民体育大会
外濠公園総合運動場
雨天予備日 13日又は20日

10月12日(土)午後2時
風俗パレード
(各連合町会、区商連、工団連)
靖国神社→神保町→神田明神
雨天予備日 14日

10月15日(火)午前9時
第3回区民囲碁大会
神保町区民会館

10月18日(金)午前9時
10月20日(日)
区民体カテスト
外濠公園総合運動場
雨天予備日 21日

10月24日(木)
明治百年を語る
古老のつどい

10月1日～31日
写真コンクール
題材=千代田まつり風景
その他、切り31日
白黒の部、カラーの部

10月16日～11月15日
菊花大会
靖国神社境内

10月1日～5日
協賛売出し
主催・岩本町衣料卸連盟
東神田繊維連盟

10月1日～31日
協賛
電機製品特別セール
主催・神田秋葉原電機商店街

10月1日～20日
協賛
紳士服・セール
主催・神田紳士服専門店組合

10月2日～4日
協賛
神田「とくの市」
主催・神田とくの市実行委員会

協賛
古本まつり
10月26日～11月2日
第1会場 錦華公園
10月28日～11月2日
第2会場 東京古書会館
主催・神田古書店連盟

• (6)

10・11月の仙石荘申込状況

(10月3日現在)

月日	曜日	申込み 人数	月日	曜日	申込み 人数
10/10	木	祭 24	24	木	休館
11	金	休館	25	金	55
12	土	満員	26	土	満員
13	日	満員	27	日	18
14	月	21	28	月	39
15	火	満員	29	火	39
16	水	12	30	水	46
17	木	18	31	木	52
18	金	6			
19	土	6	11/1	金	55
20	日	6	2	土	満員
21	月	43	3	日	祭 満員
22	火	休館	4	月	61
23	水	休館	5	火	61

※ 土曜日の申込みは、前日の1日午前9時から受け付けます。



生業資金貸付けを受け付けています

区では、第二回生業資金の貸付を、つぎのとおり行ないます。

△資格

○区内に一年以上居住し、生活にお困りのひと

○この貸付金による事業で、生計を立てているひと

○事業計画が具体的で、すぐ事業が開始できるひと

○住民税を完納しているひと

○確実な保証人一名が必要で
△貸付限度額 一世帯、十五万円まで

△貸付期間 五年間

△利 子 日歩一銭

△申込期間 十月五日から三十一日まで

△申込先 厚生部厚生課厚生係

くわしいことは、厚生係(内線283)へお問い合わせください。

国保無料健康相談をご利用ください

国民健康保険に加入しているひとを対象に、つぎのとおり無料健康相談を行ないます

とき 十月十一日から二十一日

ところ までの診療時間内

区内の診療機関でポス

トの掲出があるところ

内容 問診、尿検査、血圧測定

引揚者の国債を 買上げます

引揚者のひとたちに交付されている「引揚者特別交付金国庫債券」の第一回償還が、今年の八月十五日から行なわれています。

現在生活にお困りのひと(要保護者)で、今買上げ償還を希望するひとは、つぎの範囲内で償還を受けることができます。

①一人一回、最高十二万円まで

②手持ちの国債が二枚以上でも、

額面合計が、十七万円までは買上げができます

買上げ価格は、額面金額から第一回償還額を差し引いた額の七割五分前後です。

買上げ償還の請求手続きなど、

くわしいことは、厚生部厚生課厚生係(電話内線283)へお問い合わせください。

丸の内電話局で最新型のクロスバ交換機を採用
新局舎ができた丸の内電話局では、性能のよいクロスバ交換機を

つぎのとおり、採用します。

二七〇局では十月十二日から

二七九局では十月二十日から

ご利用上でお願ひしたいこと

○受話器をあげたら、発信音を確かめて、すぐダイヤルを回してください。

○ダイヤルは、最後まで休まずに

○呼出音が出るまでに、五〜十五秒かかることがありますから、しばらくお待ちください。

名を変更するには

問 私の名は非常に読みにくいので変更したいと思つていますが簡単にできるでしょうか

答 名の変更を望む人は、住所地の家庭裁判所に「名の変更許可審判」の申立をし、許可の審判を得なければなりません。

変更ができる事由として次の事項があげられています。

1、読みにくい

2、変わった名である

3、同性同名の者がいる

4、異性と間違われ易い

5、外国人とまぎらわしい

○添付書類 戸籍謄本、変更事由を証明する書類、はんこ

○費用 印紙、郵券各五十円

父(母)

区民のひろば

■区民ハイキング会

「とき」十一月三日(文化の日)

「ところ」南秋川溪谷 「資格」

区内在住・在勤者 「定員」百名

「費用」九百五十円(バス代、ス

キヤキ昼食代) 「申込み」十月

二十五日までに区教育委員会社会

教育課体育係(電話内線282)へ申

し込んで下さい。定員になり次第

締め切ります。

6、帰化、国籍喪失

7、神官、僧侶となつた

8、神官、僧侶をやめた

9、襲名の必要が生じた

以上は、変更事由の判断

基準ですが、その事実、

社会生活上困難なことを具

体的に審理して正当な理由

であると認めて許可したと

きに限り変更できます。

申立手続きは

○申立用紙 家庭裁判所事

件係に備えてあります。

○申立人 名を変更したい

人(十五才未満の場合は

父(母)

○添付書類 戸籍謄本、変更事

由を証明する書類、はんこ

○費用 印紙、郵券各五十円